

一般財団法人東京社会保険協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般財団法人東京社会保険協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、健康保険・厚生年金保険等の被保険者及び被扶養者の健康管理及び福利の増進等に資する事業を行うとともに、社会保険制度の普及発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活習慣病予防や法令で定める健康診断
- (2) 健康診断を受けた者に対する保健指導
- (3) 福利の増進に関する諸事業
- (4) 社会保険制度の普及発展に関する広報活動
- (5) 前各号のほか目的遂行上必要とする事業

第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第6条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作

成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(暫定予算)

第8条 第6条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前年度収支予算に準じ暫定予算を定め、これを執行することができる。

2 前項の規定により定めた暫定予算は、理事会の承認を得なければならない。

3 第1項の規定による暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 本会に評議員28名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬及び費用)

第12条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) この定款に定めるもののほか、この定款の施行に関し必要な事項として理事会が評議員会に付議した規則の制定・改廃
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会の決議に基づき副会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他の法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

第6章 役員

(役員の設置)

第20条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事31名以内
 - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を会長とする。
3 理事のうち2名以内を副会長、1名を専務理事、2名を常務理事とすることができる。
4 第2項の会長及び第3項の副会長は、法人法上の代表理事とし、前項の専務理事、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
5 法人法上の代表理事以外の理事について、理事会の決議を経て業務執行理事とすることができます。
6 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ定める順位により副会長がその任にあたる。
7 第6項の副会長の順位は、理事会の決議を経て定める。

(役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
3 会長及び副会長並びに業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長並びに業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集し、会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長にあたる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び副会長並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 会員及び会費

(会員)

第33条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した東京都内に所在する健康保険法又は厚生年金保険法の適用を受ける事業主又は事業所の代表者(以下、「事業主等」という。)とする。

- 2 会員として入会しようとする事業主等は、入会申込書により代表理事に申し込まなければならない。
- 3 会員は、退会届を代表理事に提出して退会することができる。

(会費)

第34条 会員は、本会の事業及び業務執行に要する費用に充てるため、別に定める規程に基づき会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費は返還しないものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第36条 本会は、法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第37条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 本会は、剩余金の分配を行うことができない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事（会長）は安西 邦夫、業務執行理事は片平 義信、清野 美明とする。
- 4 本会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小池 敏夫 | 鳴瀬 美行 | 須田 三郎 | 武藤 玲 | 加藤 孝一 |
| 平井 敏雄 | 近藤 勝 | 林 秀夫 | 三木直太郎 | 佐藤 努 |
| 小林 司 | 出浦 智 | 太田 譲二 | 柳田 道康 | 下川 徳雄 |
| 桃原 忠治 | 下枝 進 | 山本 萬造 | 齋藤 厚 | 阿部 敬子 |
| 浅野 恒秀 | 松崎 繁高 | 吉澤 幸子 | 神谷 勝 | 関根 英二 |
| 岩谷 孝雄 | 加倉井 覚 | 大串 郁子 | | |

附 則

この定款は、平成25年7月24日から施行する。

附 則

この定款は、令和4年3月11日から施行する。